

20. 注記は作成しなければいけませんか？

「財務諸表の注記」は、「活動計算書」や「貸借対照表」では表すことができない有益な情報を補足するものです。NPO 法人会計基準では「注記」を非常に重視しており、財務諸表には次の事項を注記することとしています。

- (1)重要な会計方針
- (2)重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3)事業費の内訳又は事業別損益の状況を注記する場合にはその内容
- (4)施設の提供等の物的サービスを受けたことを財務諸表に記載する場合には、受入れたサービスの明細及び計算方法
- (5)ボランティアとして活動に必要な役務の提供を受けたことを財務諸表に記載する場合には、受入れたボランティアの明細及び計算方法
- (6)用途等が制約された寄付等の内訳
- (7)固定資産の増減の内訳
- (8)借入金の増減の内訳
- (9)役員及びその近親者との取引の内容
- (10)その他 NPO 法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1)重要な会計方針には、NPO 法人会計基準に準拠して財務諸表を作成した場合、「財務諸表の作成は、NPO 法人会計基準(2010 年7月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会)によっています。」と記載します。反対に、NPO 法人会計基準に準拠しないで作成された財務諸表には、記載することができません。(2)から(10)の項目については、該当するものは必ず記載する必要がありますが、固定資産や借入金がないなど該当しない場合には記載する必要はありません。

財務諸表の注記の様式

様式3

注記の3の事業費の内訳に代えて、経常収益と経常費用を対比させた「事業別損益の状況」の様式を使用することもできます。